

02 機構改革

問 企画政策課
☎ 22-7188

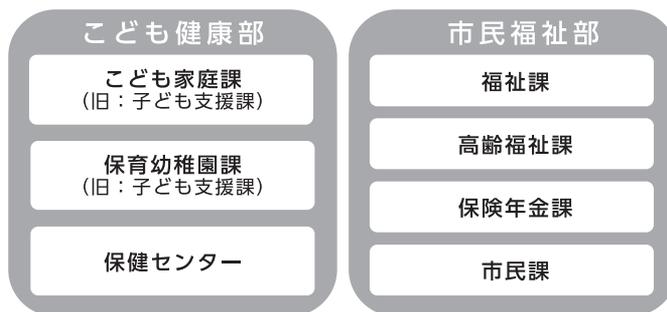


第8次総合計画を着実に実行し、日々変化する行政課題や多様化する行政ニーズに対応するため、4月から市役所の組織を一部変更します。

【主な変更内容】

1 「子育て政策」の取り組みを強化します

妊産婦、子どもや子育て世帯の支援を切れ目なく行えるよう母子保健、子育て・子育て支援、保育園・幼稚園などを「こども健康部」で所管します。(福祉部、市民健康部をこども健康部、市民福祉部に再編)



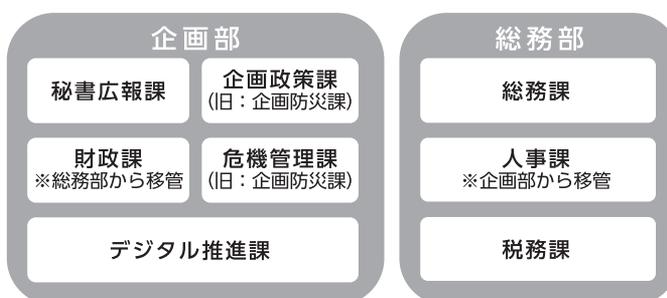
2 「都市基盤整備」の組織の効率化を図ります

都市整備のプランニングおよびインフラの整備、維持などを行う体制を効率化、スリム化します。
(都市計画部、建設部、水道部を都市計画部、建設水道部に再編)



3 企画、総務部門を再編します

市政基本条例でうたう総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営をより一層推進するため企画、財政の両部門を一つの部で所管します。また、防災部門を危機管理課として位置付けます。



4 部の数を減らします (14部→11部)

部に配置する部長級職員(会計管理者、監査委員事務局長)による担当事務、人事管理などの内容やボリュームをあらためて確認し、2つの部を課に見直します。上記2と合わせて、3つの部を減らします。

5 その他(課の再編)

産業観光課を商工観光課と農林課に分課し、農林業政策を市民の皆さんにわかりやすく、かつ業務効率化を図ります。

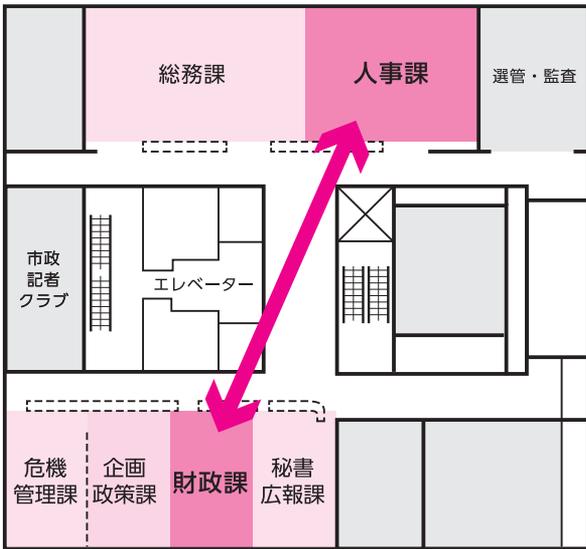


機構改革に伴い、庁舎のフロア構成が一部変わります。
来庁の際はご注意ください。



本庁舎

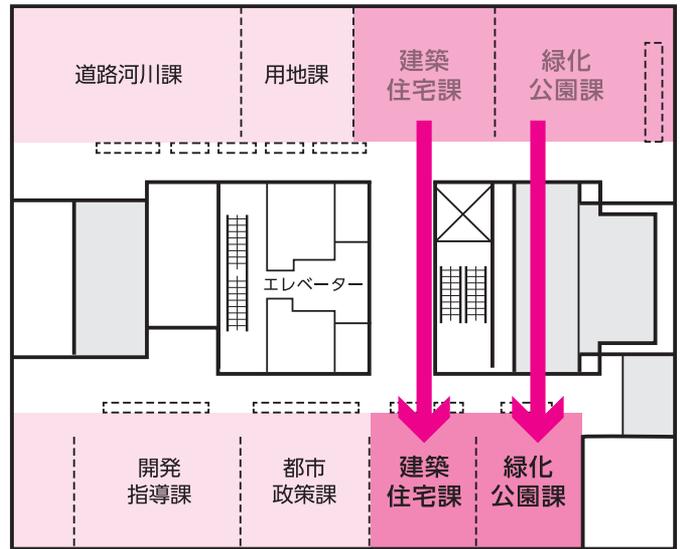
4階



財政課と人事課の位置が入れ替わります。

本庁舎

3階



建築住宅課、緑化公園課の位置が変わります。

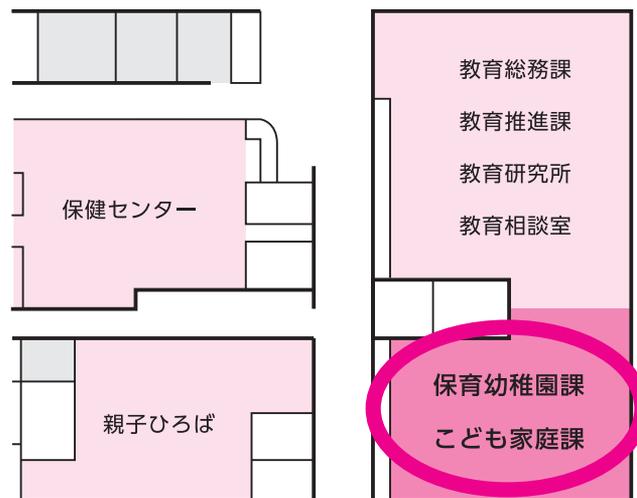
事務事業の所管が一部変わります

【 主な変更 】

- 1 結婚相談関係業務
くらし人権課 → **人口対策戦略室**
- 2 ニホンカモシカの保護
文化財保護センター → **農林課**
- 3 ヌートリア、アライグマの駆除
環境課 → **農林課**
- 4 国際交流協会関係業務
文化スポーツ課 → **くらし人権課**
- 5 空き家関係業務
都市政策課 → **建築住宅課**

駅北庁舎

3階



子ども支援課が、保育幼稚園課、こども家庭課の2課に分かれます。